

1 目的

このプランは、あきる野市における児童の放課後等の安全で健やかな居場所づくりを推進するため、平成19年6月21日付19教生社第15号「東京都放課後子供教室推進事業実施要綱」に基づき、学童クラブと一体的あるいは連携して、「放課後子供教室推進事業」(以下「放課後子ども教室」という。)を実施することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、あきる野市教育委員会(以下「委員会」という。)とし、運営についてはあきる野市放課後子どもプラン運営委員会で協議する。

3 事業内容

事業内容は次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動
- (2) 地域住民との交流活動
- (3) 学習機会の提供
- (4) 学童クラブとの一体的または連携による活動
- (5) その他必要とする活動

4 実施場所

事業は、市内小学校の余裕教室、校庭、体育館等の施設を利用して実施するものとする。ただし、委員会が認める場合は、社会教育施設その他多様な体験活動や交流活動等を安全・安心に行える場所で実施することができるものとする。

なお、平成29年度は東秋留小学校、多西小学校、西秋留小学校、草花小学校、五日市小学校で実施する。

5 対象者

事業の対象者は、事業を実施する各小学校区内に居住する小学生とする。ただし、委員会が認める場合は、この限りではない。

6 実施期間

年間を通じて、放課後等に実施するものとする。

7 指導者等

事業を円滑かつ安全・安心に実施するため、次の指導者等を配置する。

- (1) 運営コーディネーター
- (2) 学習アドバイザー
- (3) 安全管理員
- (4) 活動ボランティア

8 指導者等の役割

前項に規定する指導者等の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 運営コーディネーターは、事業の総合的な調整を行うとともに、次に掲げる役割を担うものとする。
 - ア 保護者等に対する事業への参加の呼び掛け
 - イ 学校及び関係機関ならびに事業協力団体との連絡調整
 - ウ ボランティア等地域の協力者の確保、登録及び配置
 - エ 活動プログラムの企画
 - オ 学童クラブ指導員との連絡調整
 - カ 委員会との連絡調整
- (2) 学習アドバイザーは、学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施するとともに、次に掲げる役割を担うものとする。
 - ア 宿題、復習などの指導
 - イ 学習方法のアドバイス
 - ウ 当日プログラムの指導
- (3) 安全管理員は、プログラムの実施のサポートを行うとともに、次に掲げる役割を担うものとする。
 - ア 事業参加者の安全の確保
 - イ 事業参加者の確認
- (4) 活動ボランティアは安全管理員のサポートを行うとともに、次に掲げる役割を担うものとする。
 - ア 事業参加者の安全の確保
 - イ 事業参加者との直接的なかわり

9 調査・検討

放課後子ども教室未実施校に意向調査を行い、実施拡大に励む。

また、放課後子ども教室の月曜日から金曜日までの実施についても検討していく。

10 その他

このプランに定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、あきる野市放課後子どもプラン運営委員会に諮り、委員会が定める。

11 実施期日

このプランは、平成29年4月1日から実施する。